

# 小売電気事業者の責任・規律と 中長期取引の活性化に向けた市場整備

2025年 7 月 4 日

資源エネルギー庁

# 本日の検討事項

- 次世代電力・ガス基盤構築小委員会において整理された制度設計の検討事項のうち、本日は「量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律【検討事項⑤】」と、「中長期取引を促進する市場等【検討事項⑥】」を中心に御議論いただきたい。

## 制度設計の検討事項

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
(2025年5月23日) 資料6から抜粋

- 「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」において整理された電力システムが直面する課題と対応方針を踏まえ、次世代電力・ガス基盤構築小委員会において議論がなされ、**制度設計の検討事項が下記のとおり整理**された。  
※制度検討作業部会（TF）において既に検討が開始されている事項を含む。

### 1. 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

- ✓ 大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備【TFで検討開始済】
- ✓ 安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進【TFで検討開始済】
- ✓ 安定供給に必要な燃料の確保【検討事項①】

### 2. 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

- ✓ 地内系統の計画的な整備を促す仕組み【検討事項②】
- ✓ 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等【検討事項③】
- ✓ 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備【検討事項④】

### 3. 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

- ✓ 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律【検討事項⑤】
- ✓ 中長期取引を促進する市場等【検討事項⑥】
- ✓ 経過措置料金の解除に係る課題等の整理【検討事項⑦】

### 4. 共通する課題

- ✓ 電源・系統への投資に対するファイナンス【検討事項⑧】

## 検討事項⑤ 小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方

### 【課題】

- 全面自由化以降、小売電気事業者は大きく増加し、様々なメニューが提供され、DRの活用拡大も進むなど、サービス提供者として需要家のニーズに応えてきた。一方で、近年、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化。

### 【対応の方向性】

- こうした経緯も踏まえ、市場環境整備と併せて、安定的な事業環境の実現に向けた小売電気事業者の責任・役割とこれを実現するための規律の在り方について検討を行う。

<具体的な検討項目のイメージ>

検討項目例①：小売電気事業者による量的（kWh）な供給能力の確保

- 料金の急激な変動が企業の経済活動や国民生活に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったことも踏まえ、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、量的な供給能力（kWh）の確保の在り方について検討する。

検討項目例②：小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。

# (参考) 【検討事項⑥】について

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
(2025年5月23日) 資料6から抜粋

## 検討事項⑥ 中長期取引を促進する市場等

### 【課題】

- 小売全面自由化以降、短期のスポット市場の取引量は電源需要の約3割程度に達しており、小売事業者が必要な供給力を確保する手段の一つとして、一定の流動性が確保されている。
- 他方で、スポット市場は燃料費の変動や電力供給の影響を受けやすく、価格変動リスクが高い構造。国際的な燃料価格の高騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金的大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかとなった。

### 【対応の方向性】

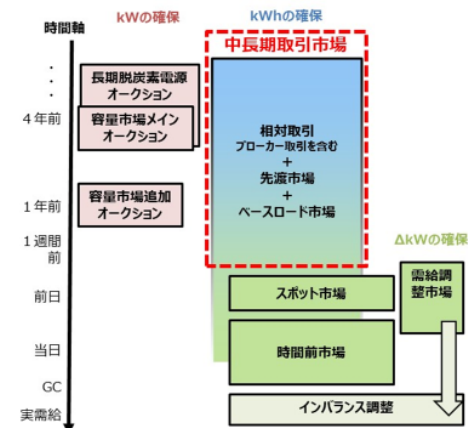
- これらの経緯を踏まえ、小売電気事業者が、今後も需要家に安定的な価格水準の下での電力供給を実現するとともに、電源の調達手段や調達する電源を多様化ができるよう、中長期取引を行う市場整備や、ブローカー取引の活性化等を行う。これらは、客観的な電力価格指標の形成にも資することが期待される。

### ● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

(6 (2) ② 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場)

(略) 電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」

将来の中長期取引市場（案）



# 本日の議題

- 本年 2 月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画と本年 3 月に取りまとめられた「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」(以下「エネルギー基本計画等」という。)においては、これからの電力システムが目指すべき方向性として、
  - ①国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる**安定的な電力供給の実現**
  - ②電力システムの**脱炭素化の推進**
  - ③安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、**需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備**という三つの大きな課題へ対応していく方針が示された
- 小売部門においては、小売電気事業者が、需要家に安定的な価格水準での電力供給を実現するとともに、脱炭素化等の需要家ニーズや社会的な環境変化に応え、電気事業者と需要家の架け橋となるサービス提供者となることを期待し、小売電気事業者が創意工夫を発揮できる競争環境の実現に向けた市場環境整備や、必要な規律の確保に向けた制度整備を行うこととした。
- 本日は、エネルギー基本計画等において示された以下の二点について御議論いただく。
  - ①小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組み
  - ②現物の長期取引等の相対取引や先渡市場、ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備

# 【参考】第7次エネルギー基本計画（抜粋）

## V. 2040年に向けた政策の方向性

### 8. エネルギーシステム改革

#### （2）脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組

##### ② 電力システムが直面する課題と対応方針

##### （ウ）市場を通じた、安定的な価格での電力供給に向けた小売事業の環境整備

全面自由化以降、新電力のシェアは2割程度に到達し、電気事業を取り巻く環境変化や需要家のニーズ等に応じた様々な料金メニューやサービスが創出された。他方で、市場環境の厳しい局面では、**小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家が意図しない契約解除、特別高圧・高圧分野の最終保障供給への移行等が生じ、需要家に一定の負担や混乱が生じた。**また、**国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金的大幅な変動は社会的に許容し難い状況**にあることが明らかになった。

これらを踏まえれば、小売電気事業者には、需要家に安定的な価格水準での電力供給を実現するとともに、脱炭素化等の需要家ニーズや社会的な環境変化に応え、電気事業者と需要家の架け橋となるサービス提供者となることが期待される。このため、**小売電気事業者が創意工夫を発揮できる競争環境の実現に向けた市場環境整備や、必要な規律の確保**に向けた制度整備を行う。

具体的には、電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の観点から、小売電気事業者に安定的な事業実施を求めるための規律や、海外の事例も参考に、供給力をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響も踏まえた**小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みを検討**する。併せて、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引等の相対取引や先物・先渡市場、ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備、こうした**市場環境の変化を踏まえた間接送電権の在り方の見直し等**を検討する。また、価格変動リスクをヘッジする有力な手段の一つである電力先物取引の多くが外国法に基づく商品取引所であること等にも留意した対応の検討や、需要家や地域などが脱炭素電源へのアクセスを求める状況等も踏まえつつ、内外無差別などの卸取引に関するルールの在り方の検討を進める。

# 【参考】検証取りまとめ（抜粋）

## 6. 将来の電力システムを支える取引市場の全体像

### （2）検証を踏まえ、今後整理していく電力システムに関する取引市場の全体像

#### ② 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場

小売電気事業者にとっては中長期的に量・価格両面で安定的な調達を行うことができる取引市場であり、発電事業者にとっては客観性の高い電力価格指標の形成を通じて収益の予見可能性向上に資する取引市場である。

電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。

こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」とともに、こうした市場の整備を前提に「量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律」について検討を深めていくこととしている

これらの措置を合わせて実施していくことで、小売電気事業者が安定的な量と価格で調達するための電力取引を促す取引市場を構築し、客観性の高い電力価格指標の形成につながることを期待される。また、発電事業の観点からは、この市場を通じて中長期の電力取引が増加し、販売量の予見性が向上すること等により、燃料確保や設備投資等の予見性の向上にも資することが期待される。

# 検討に当たっての留意事項

- 電力システムの改革に係る総括的な議論をまとめた電力システム改革専門委員会報告書においては、
  - ①新電力等の新規参入者が小売市場における競争に参加しやすくするためには、自社電源のほか、**必要な供給力を卸電力市場から確保できる環境整備も必要**であり、この点からも卸電力市場活性化は重要
  - ②**小売事業者は自らの顧客のために必要な供給力を調達し、発電事業者は他社との契約や自社の小売部門の要請に基づいて燃料の確保と確実な発電を行う**

といった基本的な考え方が整理され、これを踏まえた制度整備が行われてきた。

- エネルギー基本計画等においては、こうした経緯を踏まえた上で、
  - ①市場環境の厳しい局面では、**小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家が意図しない契約解除、特別高圧・高圧分野の最終保障供給への移行**等が生じ、需要家に一定の負担や混乱が生じたこと、
  - ②**国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らか**になったこと、
  - ③現在のスポット市場の下では、価格の変動幅が大きく、**卸収入の予見可能性が低いことから、新規電源投資の意思決定が困難となっている**こと、
  - ④小売電気事業者との間で長期相対契約が締結されない場合には、**燃料を長期的に確保するインセンティブが低下し、安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念も生じている**こと、

といった環境変化や課題が指摘されている。エネルギー基本計画等の検討に当たっては、こうした環境変化や課題を考慮し、**電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の複数の観点を勘案**した小売電気事業者に対する規律の在り方や市場整備の考え方に関する検討がなされた。

- 他方で、電力システムは非常に複雑であり、**個々の制度や市場が互いに影響し・補完し合うことでより高い効果をもたらすこともある一方、合成の誤謬が生じ効果が減殺される**ことも起こりうる。このため、各制度の検討に当たっては、前頁に示した電力システムが目指すべき方向性の実現に向けたバランスを考慮するとともに、必要に応じて**制度間の影響を調整するよう留意する必要がある**のではないかと。

- 1. 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みについて**
- 2. 中長期取引の活性化に向けた市場整備**

# **1. 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みについて**

## (1) 小売電気事業者の供給能力確保義務に係る基本的な考え方①

- エネルギー基本計画等においては、
  - ① 短期のスポット市場は、燃料費の変動や電力需給の影響を受けやすく、価格変動リスクが高い構造にある一方で、多くの小売電気事業者が短期のスポット市場において電気を調達する割合を高める傾向にあることや
  - ② 料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況、にあることが明らかになったこと、
  - ③ 端境期や厳気象時の需要の急増に対応しきれず、需給がひっ迫し、政府として需要家に節電を要請せざるを得ない事態も生じていたこと、等の近年明らかになった課題を踏まえ、小売電気事業者にもより一層の安定供給確保のための対応を求めることとし、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みを検討することとされた。
- 現行の電気事業法においては、小売電気事業者に対して「正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない」（電事法第2条12）という義務（いわゆる供給能力確保義務）が課されており、小売電気事業者の登録に当たっては、「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込み」があることを確認することとされている。
- 供給力確保義務については、2022年の電力・ガス基本政策小委員会において、2024年の容量市場の導入に当たって、小売電気事業者が果たすべき義務は、容量市場における容量拠出金を支払う義務（金銭支払義務）とすることが適当との整理が行われた。

## ●電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## ●今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ（2022 年 2 月）

### I. 供給力確保のための枠組み

（2）供給力確保のために各電気事業者や広域機関が果たすべき役割

#### ②今後の在り方

##### iii. 容量市場導入後における供給能力確保義務の考え方

容量市場が導入される 2024 年度以降は、日本全体（沖縄エリアや離島を除く）で必要な供給能力は、小売電気事業者毎ではなく、基本的に容量市場を通じて一括して確保されることとなる。

我が国同様に集中型容量市場を採用している国（米国 PJM・英国）においては、小売電気事業者が供給力確保に果たす役割は、容量市場における自社の顧客の需要に応じた kW×約定価格を支払う義務（金銭支払義務）とされている。

また、容量市場導入後も、追加供給力公募や電源入札といった容量市場以外で必要な供給力が確保されることも考えられる。もっとも、これらの制度の運営のための費用は託送料金の一部として回収されることが想定されている。これらの費用は、託送供給等約款に基づく支払義務を負うこととなるが、容量拠出金のように小売電気事業者が確保する供給能力と負担する費用が対応していない。これらを踏まえれば、小売電気事業者が果たすべき供給能力確保義務は、容量市場における容量拠出金を支払う義務（金銭支払義務）とすることが適当である。

## (1) 小売電気事業者の供給能力確保義務に係る基本的な考え方②

- 他方で、前述のエネルギー基本計画等に示された課題は、設備（kW）が確保されていたとしても小売電気事業者がスポット市場等で短期的に供給力（kWh）を確保する量が増加するほど回避することが困難な課題であり、これを克服するためには、設備的な供給力（kW）と量的な供給力（kWh）を一体的に確保する取り組みが必要と考えられる。
- こうした課題は欧州においても同様であり、ロシアによるウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰等の教訓を踏まえ、卸電力価格の変動リスクの抑制や、電力供給の遮断リスクの抑制の観点から小売電気事業者に対する規律の必要性について具体的な検討が行われている。
- この点、小売電気事業者にあらかじめ設備的な供給力（kW）と量的な供給力（kWh）の確保を一体的に求めることは、発電事業者の販売電力量（＝収入）の予見性を高めることで、発電事業者の燃料調達に係る長期契約の維持や電源投資の促進に向けた環境を整え、電源コスト（＝電気料金）の安定化・変動の抑制や、安定供給の実現への貢献が期待できることから、小売電気事業者が果たすべき供給能力確保義務として、量的な供給力の確保を加えることを前提に、具体的に確保を求める期間や量、その評価方法や遵守を促す仕組みについて検討を深めていくこととしてはどうか。
- ただし、量的な供給力を確保するための適切な仕組みがなければ小売電気事業者間の競争に影響を与えることが起こりうることも踏まえ、取引制度の拡充・再整備と車の両輪として検討していくことが必要ではないか。また、小売電気事業者が既に容量拠出金を負担していることにも留意をすることが必要ではないか。

# <参考> 欧州における議論の状況①

## ドラギレポートの概要（全体）

第64回総合資源エネルギー調査会  
基本政策分科会（2024年10月8日）  
資料1から抜粋

- 2024年9月、欧州中央銀行（ECB）前総裁・イタリア前首相を務めたマリオ・ドラギ氏は、EUの産業競争力強化に向けた「The future of European competitiveness」（通称：ドラギレポート）を公表。

### 全体・背景

ドラギレポートでは、「欧州に待ち受ける3つの変革」として以下のポイントを整理。こうした変革に対応するため、新たな産業戦略を提案している。

- ① イノベーションを加速し、新たな成長エンジンを見いだす必要性  
（→米中とのイノベーションギャップを埋めるための、大胆な投資と規制改革）
- ② 高いエネルギー価格への対応  
（→脱炭素に向けた共同計画策定）
- ③ 地政学的に不安定な世界への対応  
（→過度依存の低減と防衛産業強化）

### 主な提言のポイント

#### 経済安全保障

- 主要経済国は、経済安全保障のため、依存度を低減する必要がある。特に、クリーンテック分野において欧州の地位が中国などに脅かされている点を強調。
- エネルギーやクリーンテクノロジーに関する公共調達での非価格基準を導入し、非EU企業との競争条件を公平にすることが必要。
- EU域内への直接投資にも産業戦略との政策協調が必要。欧州全体のルールの下、技術移転などの必要な条件の付加、審査メカニズムの強化が必要。

#### エネルギー 脱炭素

- 欧州の野心的な脱炭素目標が、産業界に短期的な追加コストをもたらす、欧州産業界にとって大きな負担となっている点を指摘。欧州グリーンディールは新たな雇用の創出を前提としており、脱炭素化が欧州の脱工業化につながればその政治的持続性は危うくなる可能性についても指摘。
- 中期的に天然ガスがエネルギーミックスの一部であり続けることを前提に、共同調達などにより価格変動を抑えることを提案。
- 脱炭素の野心に比して産業政策が不足（脱炭素目標は維持）。同時に、コスト効率的に脱炭素を進めるため、脱炭素化に向けた技術中立の原則も強調。

#### 成長戦略

- 毎年、最大8000億ユーロ（120兆円以上）の追加投資が必要。そのための公的資金投入の必要性を強調し、「EU共同債」の定期発行も提案。
- イノベーションの妨げとなる規制緩和を提言

# <参考> 欧州における議論の状況②

第64回総合資源エネルギー調査会  
基本政策分科会（2024年10月8日）  
資料1から抜粋

## ドラギレポートの概要（エネルギー関連）

- ドラギレポートでは、高いエネルギーコストが欧州企業の成長の障害と指摘。
- EUの脱炭素化目標が他国より野心的であることが、欧州の産業界に短期的な追加コストをもたらすと同時に、脱炭素化は、欧州がクリーンテックで主導権を握り、エネルギー安全保障を高めることにも寄与する可能性があるため、脱炭素化と競争力強化を両立する計画が必要としている。

### 主な提言

#### 脱炭素化と 競争力強化を 両立する計画

- ・ 脱炭素化に向けては、技術中立的なアプローチを通じて、再エネ、原子力、水素、CCUSといったあらゆる解決策を活用し、コスト効率の高い方法で技術中立的に脱炭素化を進める必要がある。
- ・ EUの送電網を強化することにより、クリーンエネルギーの潜在能力を引き出すことが可能。
- ・ EUは、クリーン技術製造への支援を再評価し、EUが優位性を持つ技術に支援を集中すべき。

#### 天然ガス

- ・ 天然ガスは、中期的にも欧州のエネルギーミックスの一部。
- ・ 欧州のエネルギー価格の不安定さは、最大の天然ガス購入主体としての団体交渉力を生かさず、過度にスポット価格に依存していることが原因。少なくともLNGについては共同調達を実施するとともに、スポット価格連動の調達から段階的に脱却する必要。

#### 電力

- ・ 電化におけるボトルネックを回避するために、送電網のネットワークへの投資促進が必要。
- ・ 化石燃料価格の変動による電気料金の変動を回避するため、長期契約（PPAやCfD）を通じて、比較的価格変動の少ない再エネ及び原子力の恩恵を受けられるようにするなど、長期的な競争メカニズムを確立する（天然ガスなどの化石燃料価格と再エネや原子力などのクリーンエネルギー価格を適切に切り離すなど）。
- ・ 原子力を維持しつつ、中長期的にはSMRのサプライチェーンの構築が必要。

<参考> 欧州における議論の状況③

第83回電力・ガス基本政策小委員会（2024年  
11月20日）資料4から抜粋

欧州では、小売電気事業者に対してヘッジ義務を課することが定められた  
小売電気事業者のヘッジ手段としてPPAを含めることが可能となり、PPA専用の市場プ  
ラットフォーム構築に向けた検討も今後進められる

EU法の改正（欧州）

- 再エネ導入促進やロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー供給の不確実性への対応等を目的に、電力市場設計に係る改正法が施行された。
- 改正EU法には、小売電気事業者に対するヘッジ義務や、PPAの普及促進策に関する記載が追加された。

|               | Directive (EU) 2024/1711*1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | Regulation (EU) 2024/1747*2                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正EU法         | EU電力市場設計の改善に係る、Directive (EU) 2018/2001および Directive (EU) 2019/944の改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | EU電力市場設計の改善に係る、Regulation (EU) 2019/942およびRegulation (EU) 2019/943の改正                                                                                                                                                                                                           |
| 採択・施行日        | 2024年5月21日採択、7月16日施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 条文<br>(抜粋、要約) | <div>第2条(6)<br/>Directive (EU) 2019/944に下記を追記する。</div> <div>第18a条 小売電気事業者のリスクマネジメント</div> <div>1. 規制当局は、必要に応じてストレステストを実施する等して、小売電気事業者による下記の実施を確保しなければならない。<br/>(a)卸電力価格の変動リスクを抑制するためのヘッジ戦略を採る。<br/>(b)電力供給の遮断リスクを最小限に抑えるための措置を講じる。</div> <div>2. 小売電気事業者のヘッジ戦略にはPPAや先渡契約等の適切な手段を含むことができる。<br/>PPA市場が発達して効果的な競争環境にある場合には、加盟国は小売電気事業者に対して、卸電力価格の変動リスクの一部を再エネPPAでカバーすることを求めることができる。</div> <div>小売電気事業者のヘッジ義務</div> | <div>第2条(9)<br/>Regulation (EU) 2019/943に下記を追記する。</div> <div>第19a条 電力供給契約(PPA)</div> <div>1. 加盟国は、不当な障壁、不均衡または差別的な手続きや料金を撤廃し、価格の予見可能性を提供することで、PPAの普及を促進しなければならない。</div> <div>2. 欧州委員会は、PPA市場プラットフォームの導入余地や実現可能性、既存電力市場との連携、PPA需要の集約に関して評価を行わなければならない。</div> <div>PPAの普及促進</div> |

\*1 出所：EU、Directive (EU) 2024/1711、<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1711>  
\*2 出所：EU、Regulation (EU) 2024/1747、[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L\\_202401747](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202401747)  
3

## (2) 量的な供給力の確保を求める時期及び量について①

- 小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求めるに当たっては、より長期にわたって、より多くの量の確保を求めた方が期待される効果は大きくなると考えられる。しかしながら、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することができる環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することも考慮した制度設計とすることが必要ではないか。
- この点、量的な供給力の確保を求める時期については、今回の措置の趣旨等に照らせば、より実需給よりも前の時点で確保することが望ましいと考えられるが、実需給からの期間を空けるほど小売電気事業者が確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった課題も想定される。
- こうした状況を勘案し、容量市場が実需給年度（N年度）の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとし、実需給年度の3年前（N-3年度）から供給力（kWh）の確保を求めることとしてはどうか。
- また、参考となる事例として、電力・ガス基本政策小委員会で紹介された仏国の事例では、実需給年度に想定される需要の9割以上に対して量的なヘッジを行う義務を求めることが検討されている。仮に、これと程度の量の確保を求めた場合、小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオを相当程度制限することとなることが想定される。

○仏国における検討状況 ※第83回電力・ガス基本政策小委員会 資料4より抜粋

- 仏国においては、小売電気事業者が顧客の予測電力消費量の97%以上に対して量的なヘッジを行っているか確認。

### <義務の履行要件>

- 個々の小売電気事業者が、契約上のコミットメントを行った全ての顧客の予測電力量に対して量のヘッジを行う。
- 予測誤差のマージンとして $\Delta 3\%$ を許容し、予測電力消費量の97%に対する量のヘッジを最低基準としている。
- 予測電力消費量は、消費者区分（大口需要家、一般需要家等）に応じた検討要素を加味して、個別に算定する。

# <参考> 仏国における小売ヘッジ義務の検討状況

第83回電力・ガス基本政策小委員会（2024年  
11月20日）資料4から抜粋

CREが実施する小売ヘッジ義務の遵守評価では、小売電気事業者が、顧客の予測電力消費量の97%以上に対して量的なヘッジを行っているか確認する

## 小売ヘッジ義務の遵守評価（フランス）\*1

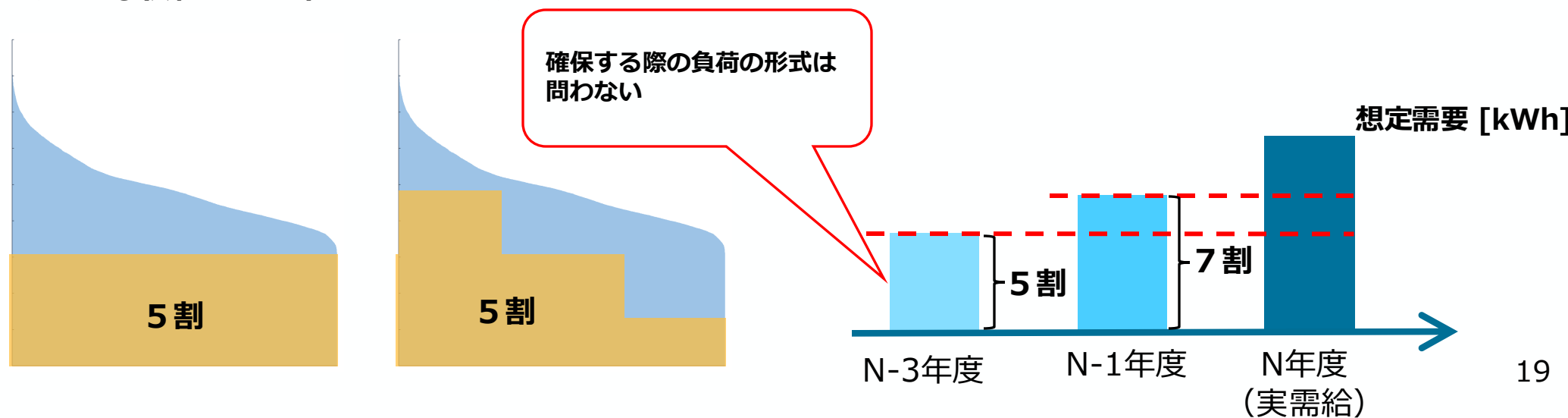
| 義務の履行要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 義務の履行手段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 評価期間                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ 個々の小売電気事業者が、契約上のコミットメントを行った全ての顧客の<u>予測電力消費量に対して量のヘッジ</u>を行う。</li><li>■ <u>予実誤差のマージンとしてΔ3%を許容</u>し、予測電力消費量の97%に対する量のヘッジを最低基準としている。</li><li>■ 予測電力消費量は、消費者区分（大口需要家、一般需要家等）に応じた検討要素を加味して、個別に算定する。</li><li>■ 例えば下記のような検討要素がある。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 解約手数料の有無<br/>小売と需要家の契約において、解約手数料が含まれているか否かによって、予測電力消費量の不確実性が異なる。（契約に解約手数料を含まない一般需要家については、年間10～15%の契約離脱を検討に含める。）</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>自社発電設備によるヘッジ</u><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 自社発電設備による発電量の需要家割り当てルールや、電力供給の確実性（発電予測誤差、設備不具合等を考慮）を示す必要がある。</li></ul></li><li>■ <u>PPAによるヘッジ</u><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 発電量予測値（超過確率パーセントイル）を、PPA契約の規定や技術文書に基づいて示す必要がある。</li></ul></li><li>■ <u>市場商品によるヘッジ</u><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 小売電気事業者自身、グループ会社、第三者による市場からの電力調達をいずれも認めることとしつつ、これらのヘッジ手法を採用するにあたっては、それぞれ特有のカウンターパーティリスクを評価する必要がある。</li></ul></li><li>■ なお、ヘッジ手法は上記3つに限定しない。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ N年1月1日までに下記を実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ N-1年を月単位で実績評価する。</li><li>➢ N年を四半期単位で予測評価する。</li><li>➢ N+1年以降を年単位で予測評価する。</li></ul></li></ul> |

\*1 出所：CRE、CONSULTATION PUBLIQUE N°2024-08: Règles prudentielles pour les fournisseurs d'électricité et de gaz naturel、2024年7月3日、  
[https://www.cre.fr/fileadmin/Documents/Consultations\\_publicques/2024/240703\\_Consultation\\_regles\\_prudentielles\\_2024-08.pdf](https://www.cre.fr/fileadmin/Documents/Consultations_publicques/2024/240703_Consultation_regles_prudentielles_2024-08.pdf)

## (2) 量的な供給力の確保を求める時期及び量について②

- こうしたことも踏まえ、小売電気事業者に確保を求める量的な供給力は、
  - ①スポット市場で取引されている量が、**総需要量の3割を上回る程度**であること、
  - ②2016年度～2023年度の**各エリアの最低負荷需要が各エリアの総需要に占める割合（※）の平均値が6割程度**あり、**いずれのエリアでも5割を割り込んだ実績がないこと** ※（各エリアの年度の最低負荷（kW）×8760時間）／各エリアの当該年度の総需要も勘案し、**実需給の3年度前（N-3年度）に実需給年度の各小売電気事業者の想定需要（各小売電気事業者が実需給年度に小売供給を行うことが想定される量）の5割、実需給の1年度前（N-1年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の7割に相当する量の供給力（kWh）を確保することを求める**ことを軸に検討を進めることとしてはどうか。
- ただし、小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、**確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わない**ことを基本としてはどうか。
- なお、法律上の供給力確保義務として量的な供給力の確保を求める観点からは、**全ての小売電気事業者に同様の義務の履行を求めることが適当**である。他方で、**小規模な小売電気事業者等**にとっては、量的な供給力の確保に係る**過度に負担感が大きくなる懸念もある**ことから、**事業者の規模等に応じて、確保を求める内容について何らかの差異を設けることも考え得る**が、どのように考えるべきか。

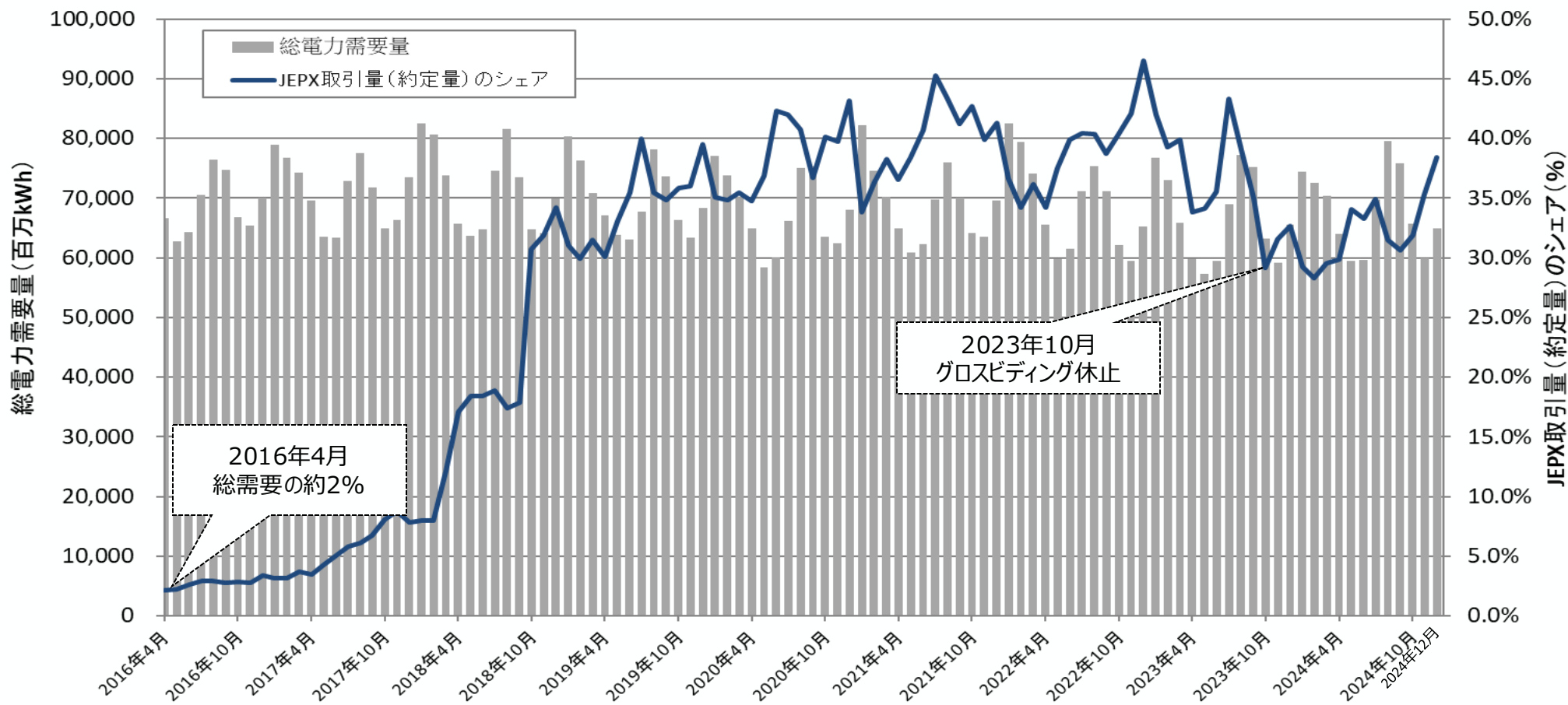
### <量的な供給力の確保のイメージ>



## <参考> 全面自由化後の卸取引市場の状況（取引量）

- 卸電力取引所の取引量は、小売全面自由化当初（2016年4月1日）には、総需要の約2%であったのに対し、**2024年度には30%を上回る程度**。

### JEPX取引量（約定量）のシェアの推移

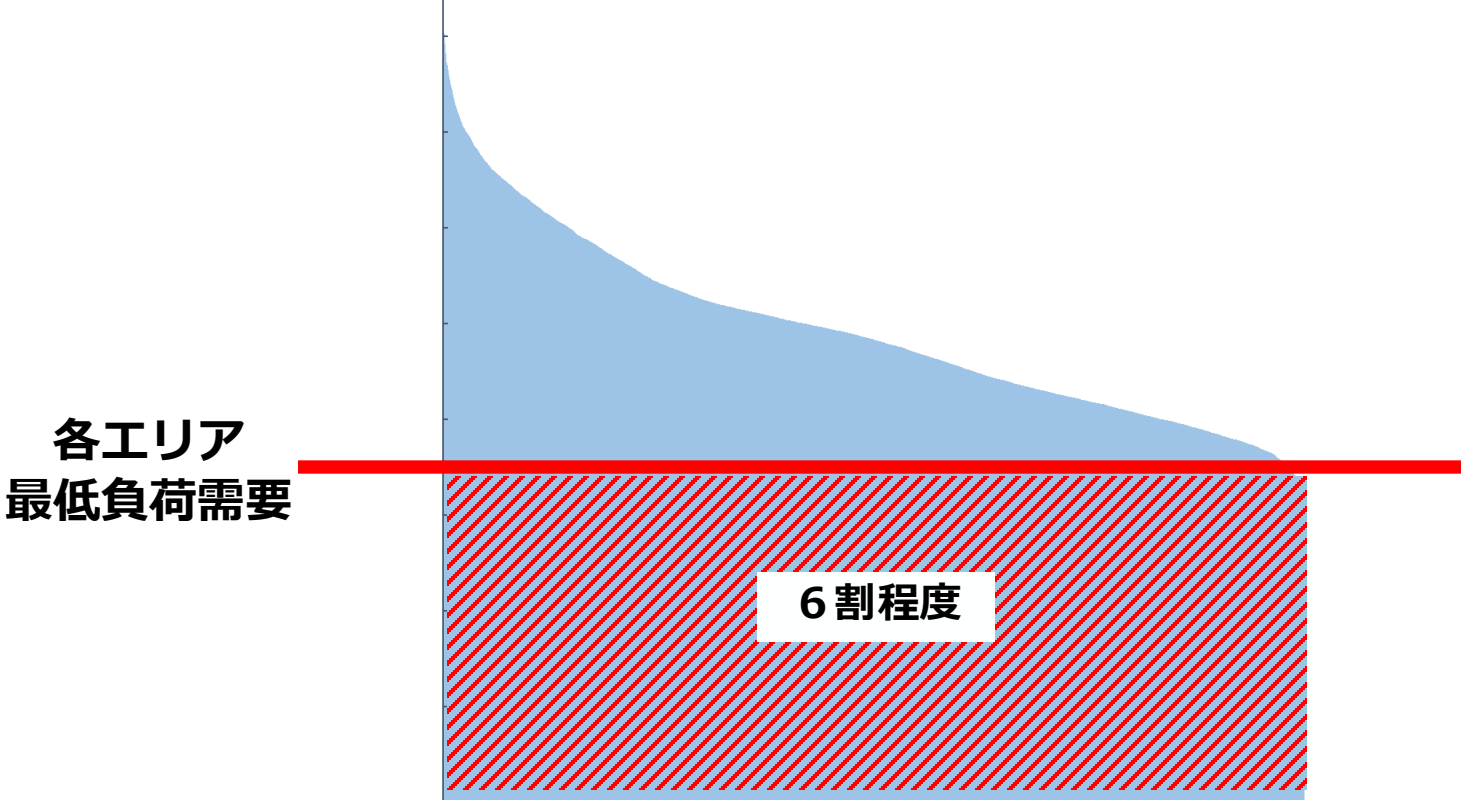


（出所）JEPXホームページ、電力取引報

# <参考> 各エリアの最低負荷需要

- 2016年度～2023年度の各エリアの最低負荷需要が各エリアの総需要に占める割合（※）は6割程度。いずれのエリアでも総需要の5割を割り込んだ実績がない。

## <電力需要のデュレーションカーブ（イメージ）>



| 最低負荷需要が総需要に<br>占める平均割合[%] | 北海道  | 東北   | 東京   | 中部   | 北陸   | 関西   | 中国   | 四国   | 九州   |
|---------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|                           | 65.7 | 64.9 | 60.6 | 56.4 | 58.6 | 61.0 | 64.4 | 61.7 | 64.8 |

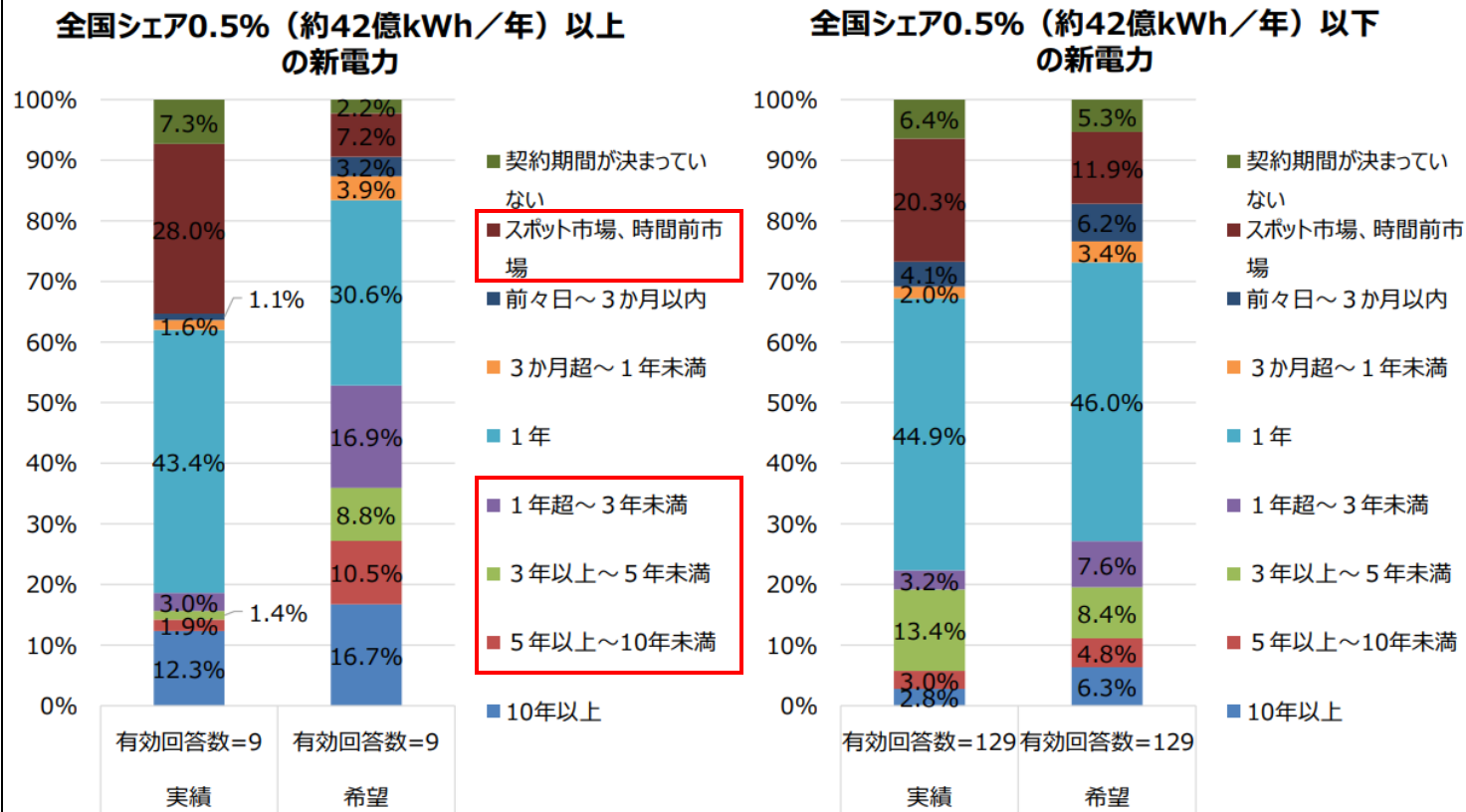
※電力広域的運営推進機関が提供する系統情報サービスの需要実績を基に、資源エネルギー庁が各エリアの当該年度における最低需要（各年度の最低負荷（kW）×8760時間）を各エリアの当該年度の総需要で除して算定したもの。なお、2018年度の北海道エリアについては、北海道胆振東部地震の影響により適切な最低負荷需要の算定が困難であるため、平均値の算定に当たって考慮していない。

# スポット市場や時間前市場での実質的な電気の販売・調達割合（新電力）

- 新電力は、調達量の2割以上をスポット市場や時間前市場での調達に依存。一方、特に大手の新電力においては、スポット市場等からの調達を減少させ、より長期の契約期間の取引を実施したい意向が見受けられる。

第63回電力・ガス基本政策小委員会  
(2023年6月27日) 資料8より抜粋

## 新電力：全国シェア0.5%（約42億kWh／年）で区分け



### (3) 量的な供給力の確保状況に係る評価方法や遵守を促す仕組みについて

- 小売電気事業者の量的な供給力の確保状況を確認するに当たっては、既に届出が義務付けられている供給計画を活用することが考えられるのではないかと。ただし、記載事項や様式等については、今後、詳細な制度検討を踏まえて変更の要否を検討する必要があるのではないかと。
- また、小売電気事業者に遵守を促す仕組みとして、評価の結果、適切に量的な供給力の確保が行われていないことが明らかになった場合等には、供給力確保命令等の電気事業法に基づく命令の対象とし、当該命令に違反した場合には、小売電気事業者登録の取消し事由となり得ることを明確化することを念頭に、その評価基準等について検討を深めることとしてはどうか。
- この他、確保を求める量の前提となる各小売電気事業者の想定需要の算定方法や今後のスケジュールなど、制度を具体化していくために検討が必要な詳細項目について、次回以降の本WGにおいて御議論いただくこととしてはどうか。

## **2. 中長期取引の活性化に向けた市場整備**

# (1) 中長期での供給力調達を可能とする取引制度の拡充・再整備に係る基本的な考え方①

- 現在、スポット市場での電力の取引量は、全需要の3割を上回る程度に達しており、卸電力取引市場の厚みは着実に増している。
- 他方で、エネルギー基本計画等では、
  - ①短期のスポット市場は、市場価格の変動幅が大きい構造にあること
  - ②特にスポット市場価格が高騰する局面では、調達価格の高騰により、小売電気事業の休廃止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じていること
  - ③スポット市場で限界費用での供出が求められる発電事業者にとっては、スポット市場価格の変動幅が大きいことで事業の予見可能性が低くなり、電源投資や長期かつ安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念が生じていること等の課題が指摘されている。
- また、前述のとおり、小売電気事業者に対し、現行のスポット市場等では対象としていない時期（実需給年度より3年度前）から量的な供給力の確保を求めるに当たっては、小売電気事業者間の競争の公平性や、発電事業者と小売電気事業者の交渉力の対等性等にも十分に留意をしたうえで、中長期の供給力の取引を円滑に行うことができる市場環境整備が求められる。

# 将来の電力システムを支える取引市場の全体像

資源エネルギー庁 電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～（令和7年3月）の概要

- 電力システム改革では、従来、**垂直一貫体制、地域独占、総括原価方式**によって実現しようとしてきた「**安定的な電力供給**」を、**事業者や需要家の「選択」や「競争」**を通じた**創意工夫によって実現**することを目指したが、その中で、**供給力の確保**など**様々な課題に直面**している。
- このため、「**供給力を確保するための取引市場・制度**」、「**量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場**」、「**効率的な広域メリットオーダー実現のための短期取引市場**」の3つの取引市場等を整備し、**これらを最大限効率的に活用**していく。
- こうした取組により、**事業者の創意工夫を最大限活用**しつつ、**安定供給の確保・脱炭素化・安定的な価格水準での電気の供給**を実現すべく**電力システムを進化させていく**ことが**電力システム改革の次のフェーズ**である。

## ＜供給力を確保するための取引市場・制度＞

## ＜確保した供給力を最適運用する取引市場＞

中長期を見据えて必要となる  
電源投資・設備形成を促進

- ・FIT、FIP
- ・長期脱炭素電源オークション
- ・容量市場メインオークション 等

中長期取引市場  
（新たな電力価格指標の形成）

中長期での電力取引の推進  
新たな電力価格指標の形成

- ・先物市場
- ・先渡市場
- ・相対の卸取引
- ・ブローカー経由の取引
- ・個別PPA 等

短期取引市場  
（効率的な広域メリットオーダー実現）

実需給段階での効率的な  
需給運用を実現

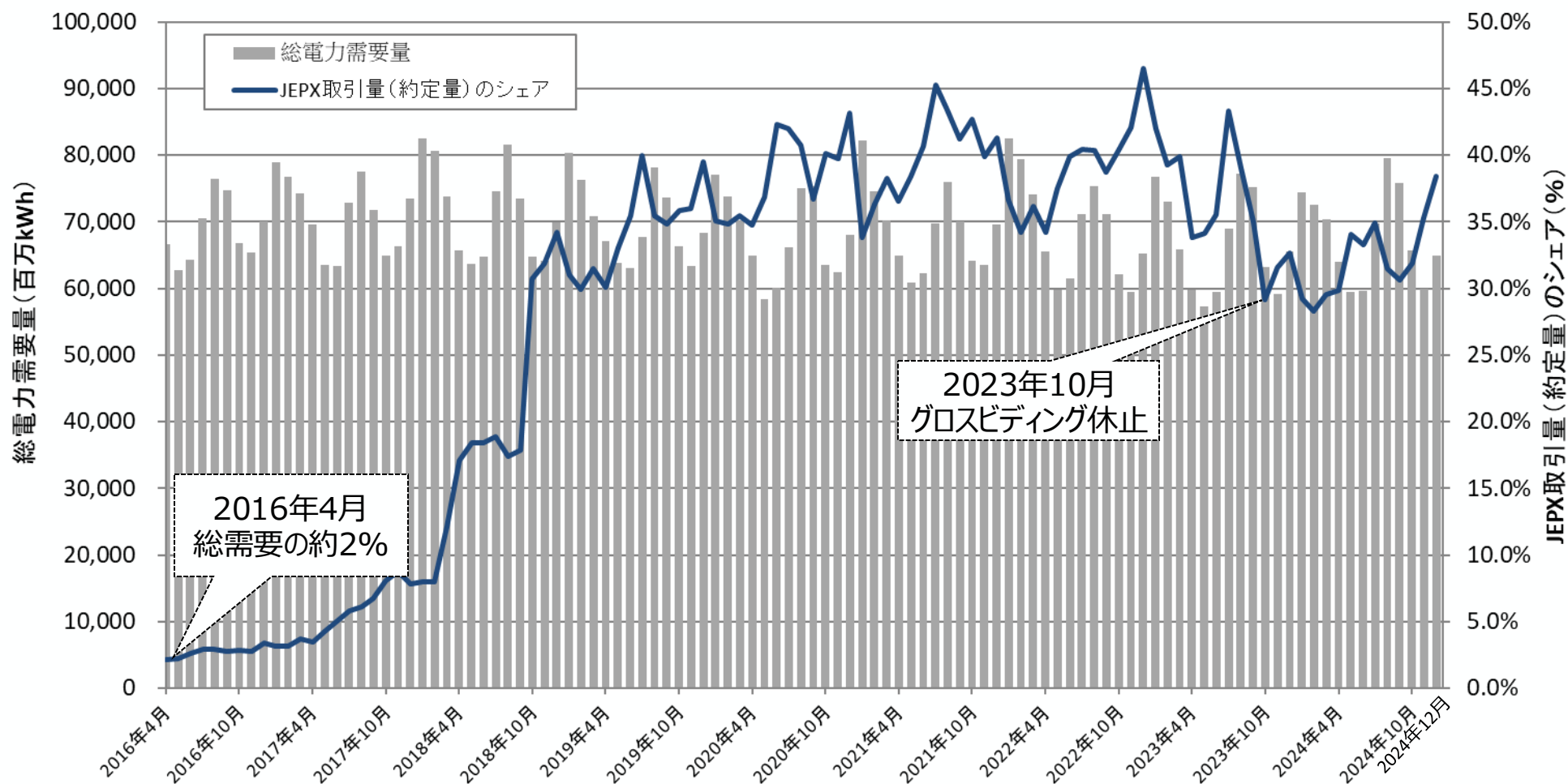
- ・スポット市場
- ・時間前市場
- ・需給調整市場

今後、同時市場（系統制約を踏まえ、供給力と調整力を同時約定）の導入に向けて本格的に検討

# 全面自由化後の卸取引市場の状況（取引量）

- 卸電力取引所の取引量は、小売全面自由化当初（2016年4月1日）には、総需要の約2%であったのに対し、**2024年度には30%を上回る程度**。

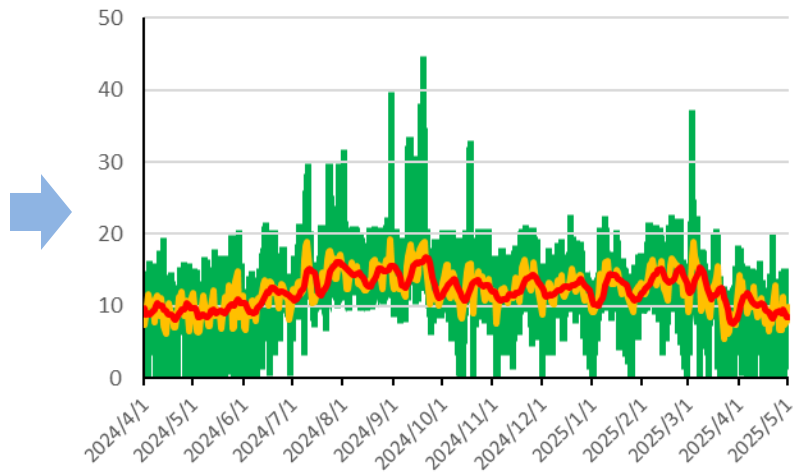
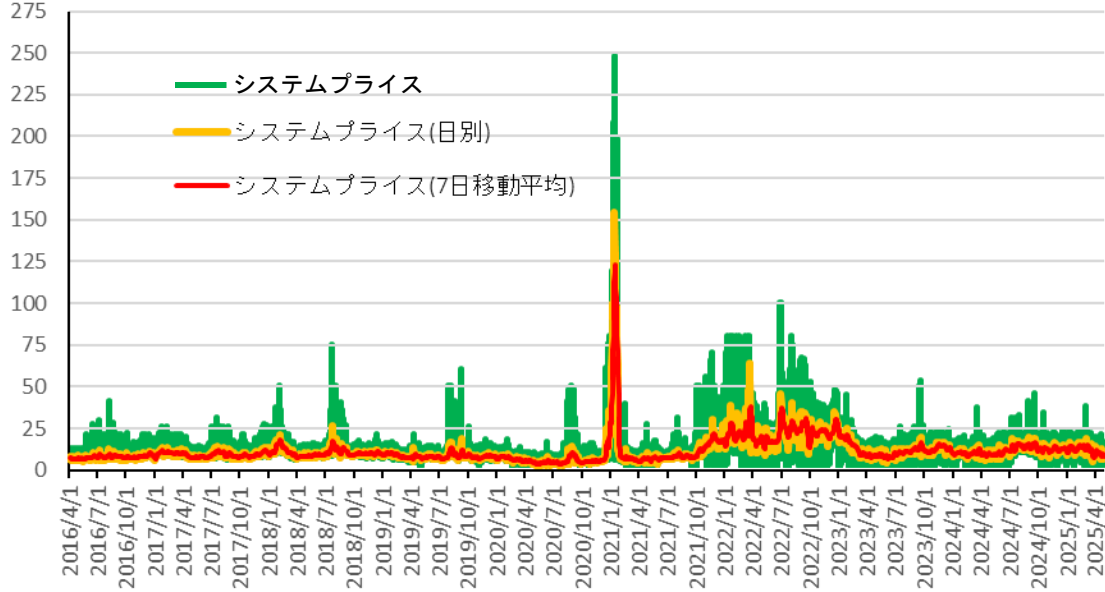
## JEPX取引量（約定量）のシェアの推移



# スポット市場価格の推移

- スポット市場の価格は全面自由化以降、年間平均で10円/kwh弱で推移。
- 2020年度冬季の需給ひっ迫や2021年度後半からの燃料価格の高騰等で価格高騰や変動が発生。
- 2023年1月以降は、燃料輸入価格の低下に伴い、市場価格は低下傾向。

取引価格（スポット市場）



|                   | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均価格（円/kwh）       | 16.5   | 14.7   | 9.8    | 8.5    | 9.7    | 9.8    | 7.9    | 11.2   | 13.5   | 20.4   | 10.7   | 12.3   | 9.8    |
| 最高価格（円/kwh）       | 55     | 44.6   | 44.9   | 40.0   | 50.0   | 75.0   | 60.0   | 251.0  | 80.0   | 100.0  | 52.9   | 45.0   | 20.3   |
| 200円/kwh越えの時間帯    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0.3%   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 100～200円/kwhの時間帯  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 1.6%   | 0      | 0.04%  | 0      | 0      | 0      |
| （参考）0.01円/kwhの時間帯 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0.1%   | 1.5%   | 1.6%   | 3.3%   | 4.7%   | 2.4%   | 6.5%   |

# (1) 中長期での供給力調達を可能とする取引制度の拡充・再整備に係る基本的な考え方②

- こうした状況を踏まえれば、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが必要ではないか。このため、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが必要ではないか。
- 中長期の電力取引は、大きく取引所における取引と、事業者間で行われる相対取引に分けられる。上記の課題等を踏まえれば、まず、取引所において、公平な取引環境と広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成の実現を図るため、中長期の定型的な商品の取引を行う中長期取引市場（仮称、以下同じ）の整備を検討することとしてはどうか。
- なお、現行のスポット市場においては、シングルプライスオークションであることも踏まえて、発電量や使用量に応じて変動する限界費用（燃料費等）ベースの取引が基本とされているが、中長期取引市場では、前述の目的を踏まえ、電源投資・維持・運用を見通したコストや価値を勘案した取引を前提とすることが適当ではないか。詳細については、次項に示す既存市場との差異も勘案した検討が必要と考えられる。その際、小売電気事業者が容量市場において容量拠出金を負担していることとの関係についても、整理が必要ではないか。
- 中長期の電力取引を活性化するには、定型的な商品の取引にとどまらず、小売電気事業者の調達ニーズに応える相対契約の活性化も不可欠と考えられるのではないか。このため、相対契約を仲介するブローカー事業者に対する規律のあり方について、その要否も含めて検討することとしてはどうか。

## (2) 既存の取引市場との関係①（ベースロード（BL）市場）

- 中長期での電源調達を行うことができる卸電力取引市場として、現在、JEPXにBL市場、先渡市場が開設されている。
- BL市場は、小売電気事業者間のベースロード電源（石炭火力、一般水力（流れ込み式）、原子力、地熱等）へのアクセス環境のイコールフットィングの確保を目的に創設された市場であり、大規模発電事業者に対して、**保有するベースロード電源等の市場供出を制度的に求めている**。
- BL市場で取引される商品は、受渡し期間が1年及び2年であるが、**実需給の3年前（N-3年度）に小売電気事業者に量的な供給力確保義務が課されることを踏まえると、現行のBL市場からの調達は当該義務の調達に資するものとは言い難い**。また、小売電気事業者にとっては、ベース商品以外の商品を含め、複数の商品を組み合わせるポートフォリオを組むニーズがあるため、様々なニーズに対応した商品設計が求められている。
- また、BL市場における**約定方式はシングルプライスオークション**が採用されている。これは、単一価格の形成により指標性に優れることやオペレーションが簡便であることといった利点がある一方で、8月、10月、11月、1月の年4回の開催であり、小売電気事業者にとっては、**調達が可能なタイミングが限られている**。
- 2024年度においては、1年商品の約定量は27億kWhであり、2年商品は約定実績がなかった。

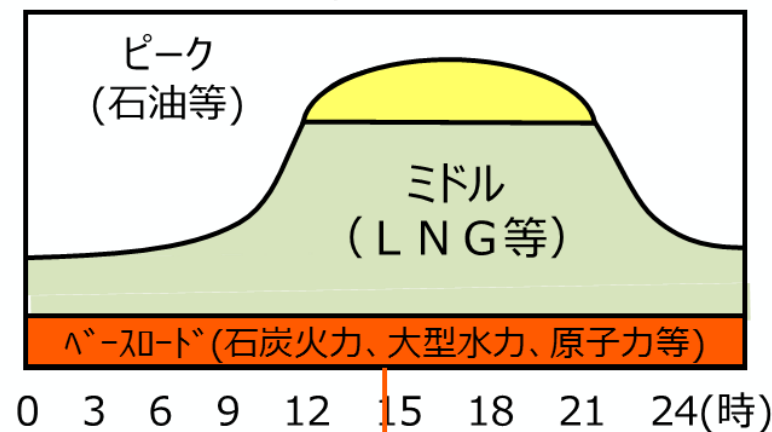
# (参考) ベースロード市場の概要

- 新電力事業者によるベースロード電源へのアクセスを容易にすることを目的とした市場。日本全体の供給力の約9割弱を占める大規模発電事業者（旧一般電気事業者・電源開発）が保有するベースロード電源（石炭火力・大型水力・原子力・地熱）の電気の供出を制度的に求め、新電力が年間固定価格で購入できるようにする。

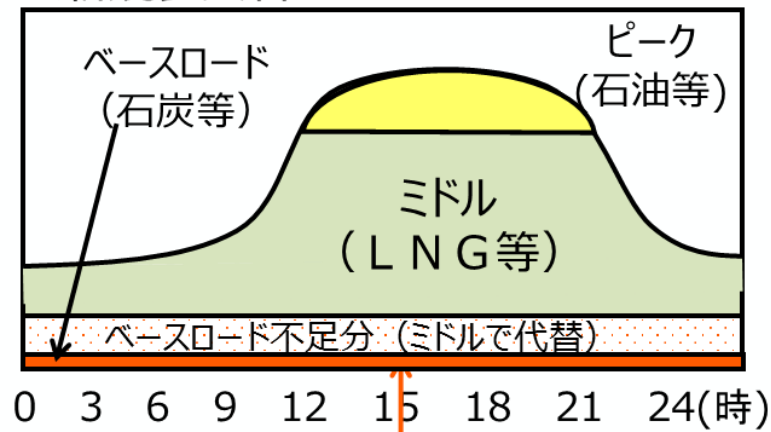
※大規模発電事業者以外も電力を販売可能（任意）。2023年度より燃料費変動に応じ受渡時に価格調整する事後調整付取引も開始。

- 大規模発電事業者からの供出量合計は、当初は新電力の販売電力量の5割程度。新電力はベース需要の範囲で購入可能。電気の受け渡しはJEPXを通じて行う。※新電力シェアが3割になった以降の大規模発電事業者の供出量は固定。
- 大規模発電事業者からの供出価格には上限価格を設定。電力・ガス取引監視等委員会において、価格の適正性等を監視。
- 2019年7月に初回オークションを実施して以降、現在は**年4回（8・10・11・1月）オークションを実施**。

＜旧一般電気事業者＞



＜新規参入者＞



電源供出

ベースロード市場

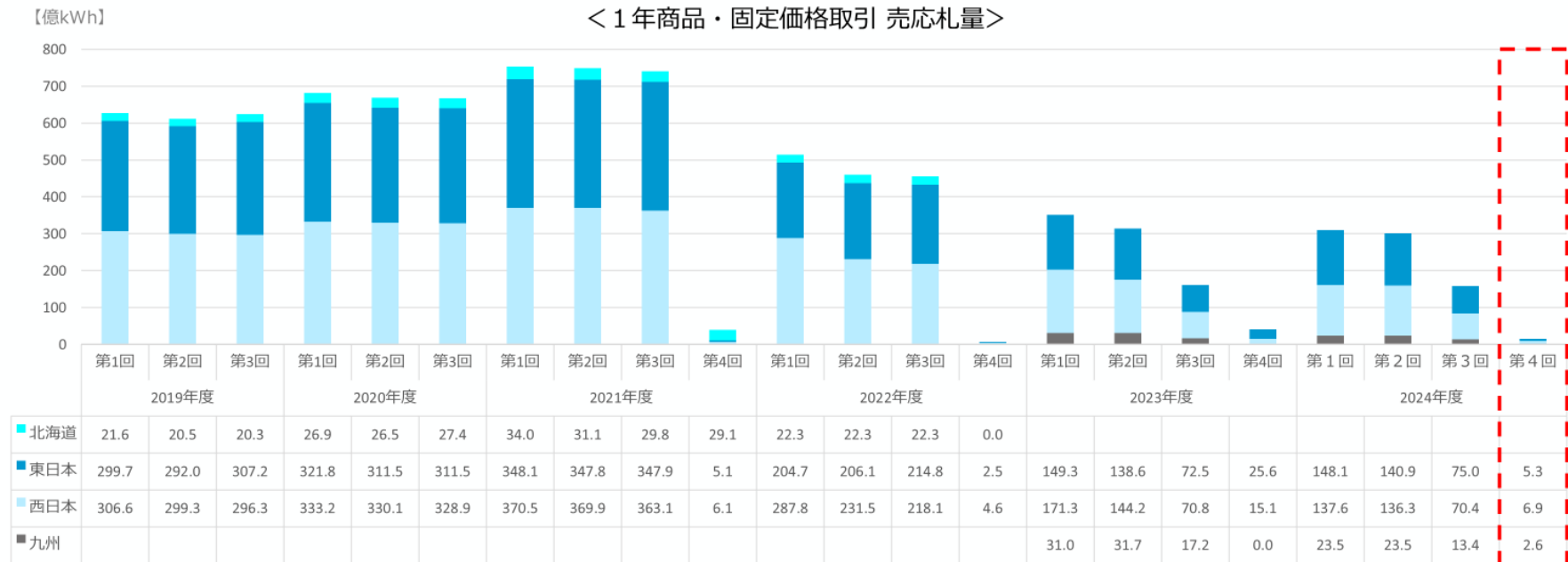
電源調達

# (参考) 売応札量の推移 (1年商品)

第99回制度設計作業部会 (2025年2月26日)  
資料7から抜粋

## 2024年度第4回オークションの売応札量 (1年商品・固定価格取引)

- 売応札量は約14.9億kWhとなり、2023年度第4回オークションの売応札量の約36.6%となった。
- 第4回オークションは大規模発電事業者の供出が任意となるが、2024年度は2023年度と異なり大規模発電事業者の売応札はなかった。



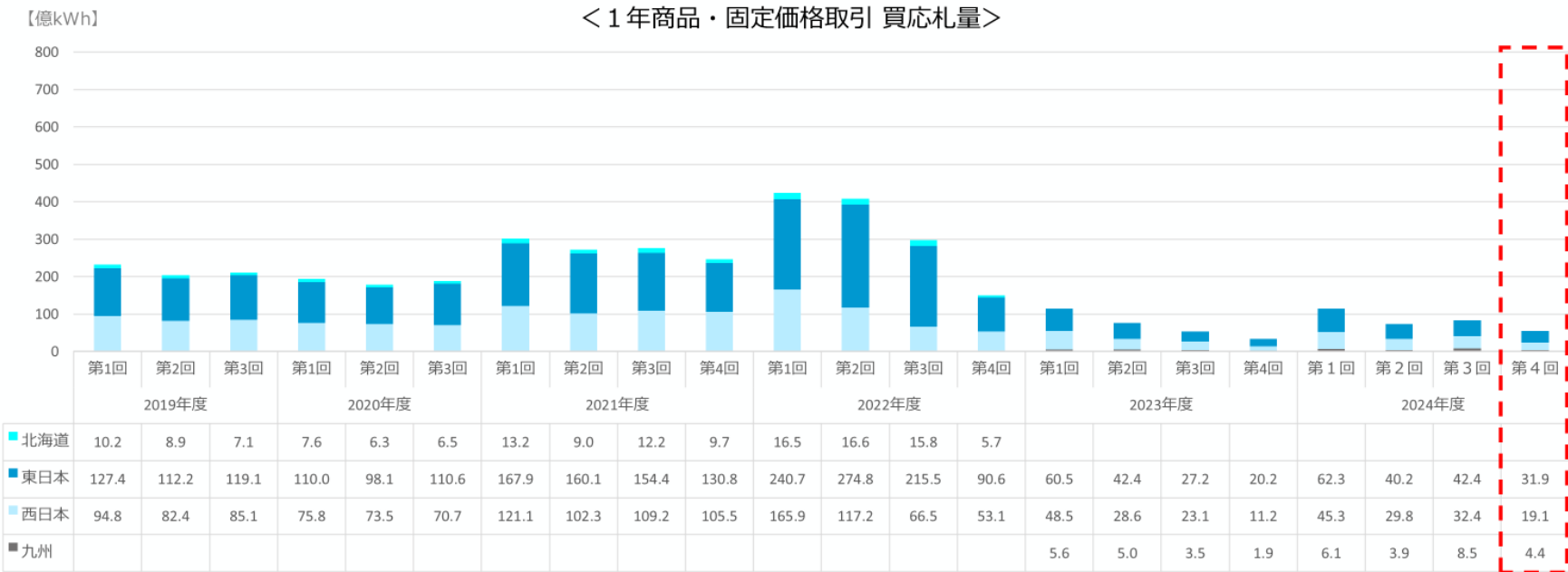
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

# (参考) 買応札量の推移 (1年商品)

第99回制度設計作業部会 (2025年2月26日)  
資料7から抜粋

## 2024年度第4回オークションの買応札量 (1年商品・固定価格取引)

- 買応札量は約55.4億kWhとなり、2023年度第4回オークションの買応札量の約166.5%となった。これは2023年度と比較して2024年度は第3回オークションまでの約定量が少なかったことも一因と考えられる。
- 2024年度第3回オークションと比較した買応札量は約66.6%と減少した。



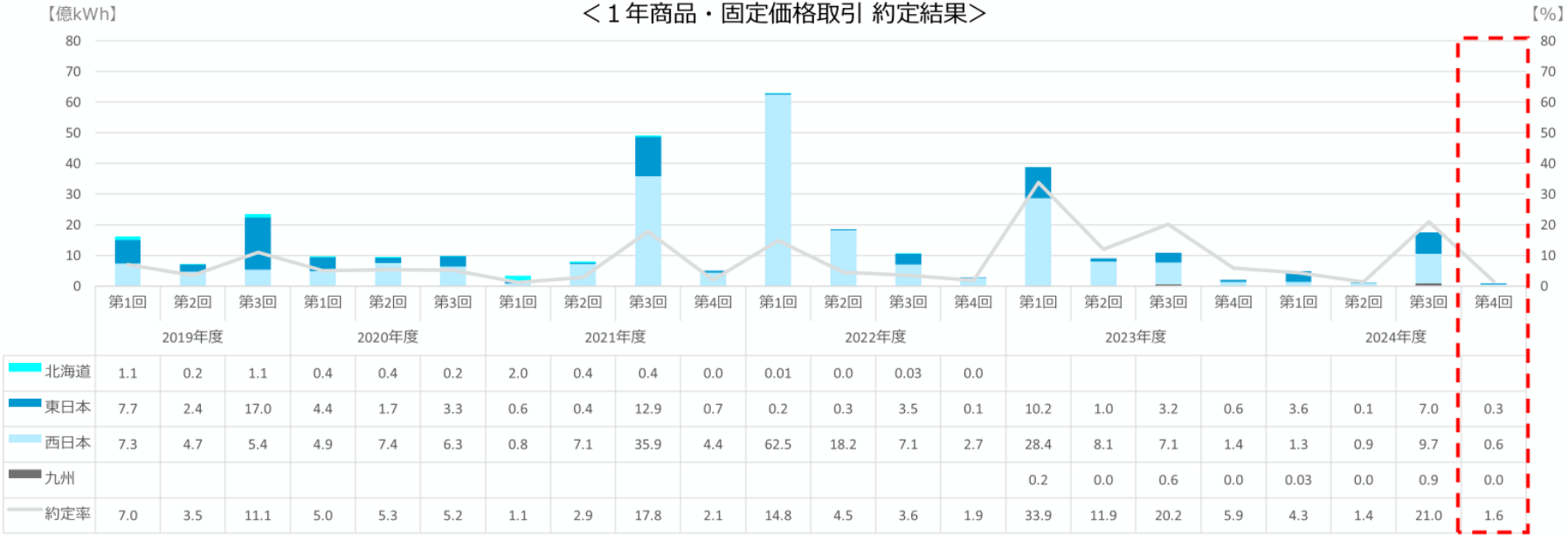
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

# (参考) 約定量の推移 (1年商品)

第99回制度設計作業部会 (2025年2月26日)  
資料7から抜粋

## 2024年度第4回オークションの約定結果 (1年商品・固定価格取引)

- 約定量は約0.9億kWhとなり、2023年度第4回オークションの約定量の約45.1%と減少した。
- 約定率 (約定量/買応札量) について、2024年度は第3回オークションで大きく上昇し、買手・売手の応札価格の目線が合ってきた様子がうかがえたが、第4回オークションでは再び低い水準となった。



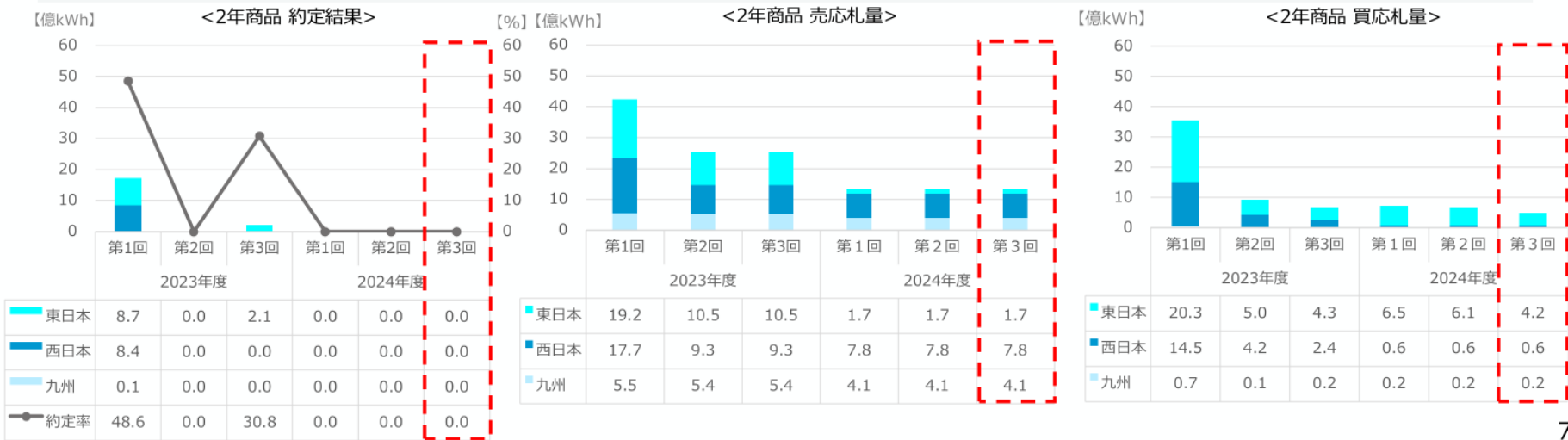
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

# (参考) 2年商品におけるオークション結果

第98回制度設計作業部会（2024年12月24日）資料5から抜粋

## 2024年度第3回オークションの結果（2年商品・事後調整付取引）

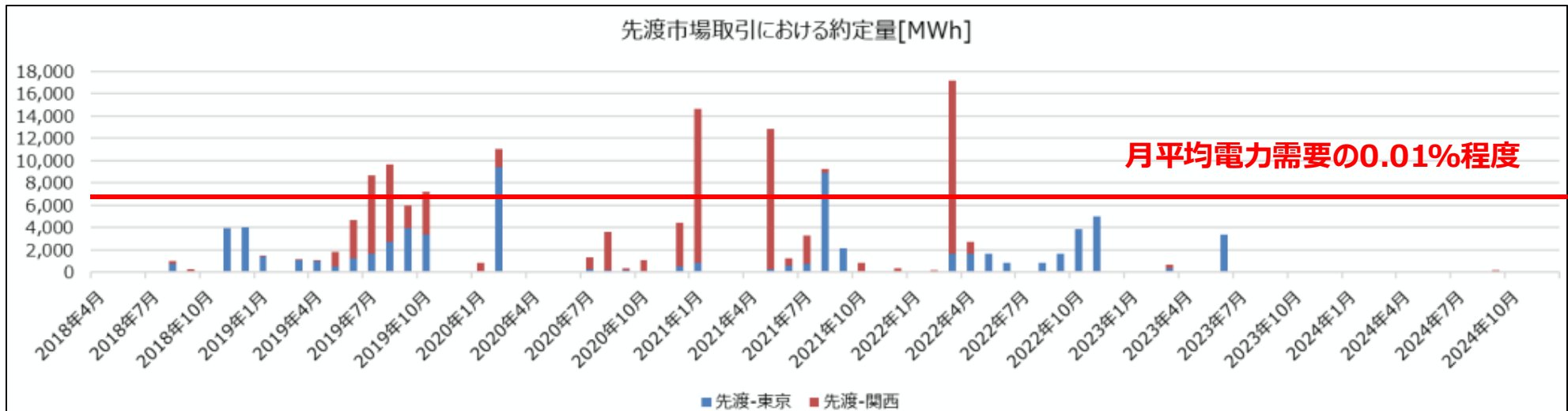
- 2024年度第1回・第2回オークションに引き続き全エリアにおいて2年商品の約定はなかった。
- 売応札量は約13.5億kWhとなり、2023年度第3回オークションの売応札量の約53.8%となった。また、買応札量は約5.0億kWhとなり、2023年度第3回オークションの買応札量の約73.4%となった。
- 2024年度第2回オークションにおいて2年商品の約定がなかったことなどもあり、第2回オークションと比較した売応札量に大きな変化はなかったが、買応札量は約72.9%と減少した。



※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

## (2) 既存の取引市場との関係②（先渡市場）

- 現行の先渡市場では、小売電気事業者が中長期的に必要な供給力（kWh）を確保することや、スポット市場で変動する電力価格の固定化を目的として利用されている。
- 週間（24時間型/昼間型）、月間（24時間型/昼間型）、年間（24時間型）商品があり、**ザラバ方式**で取引される。年間商品は3年前の4/1から、月間商品は受渡月の1年前から取引できるが、商品を問わず取引の多くが実需給の数日前～数ヶ月前に約定しており、**1年以上前に約定した取引はこれまで存在していない**ことから、**量的な供給力確保義務を課される小売電気事業者にとって、必要な調達手段になるとは言い難い。**
- **約定量についても、極めて低い状況が続いている。**



## (参考) 先渡市場の概要

| 項目        | 内容                        |
|-----------|---------------------------|
| 取引単位      | 1000kW（30分の電力量としては500kWh） |
| 入札価格の指定単位 | kWh当りの価格を0.01円(銭単位)で指定    |
| 取引形態      | ザラバ方式                     |
| 商品設計      | 下記表のとおり                   |

| 商品種類       | 詳細                                                                                            | 取引期間                                                                              |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 年間・24時間型商品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>4月～翌年3月末までの間、24時間全ての時間帯で一定の電力の受渡しを行う商品。</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>3年前の4月1日から受渡開始日の前々月末（2月末）まで</li> </ul>     |
| 月間・24時間型商品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月間、24時間全ての時間帯で一定の電力の受渡しを行う商品。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡月の前年同月から受渡前々月の19日まで</li> </ul>           |
| 月間・昼間型商品   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月間のうち土日祝日を除く8時～18時までの全時間帯で一定の電力の受渡しを行う商品。</li> </ul> |                                                                                   |
| 週間・24時間型商品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1週間、24時間全ての時間帯で一定の電力の受渡しを行う商品。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>受渡開始日が属する月の前々月20日から、受渡開始日の3日前まで</li> </ul> |
| 週間・昼間型商品   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1週間のうち土日祝日を除く8時～18時までの全時間帯で一定の電力の受渡しを行う商品。</li> </ul>  |                                                                                   |

### (3) 今後の検討の進め方

- 既存の各市場におけるこれらの課題を踏まえながら、以下のような項目を中心に、中長期取引市場の検討を進めていくこととしてはどうか。
  - 商品設計（受渡し時期、負荷パターン等）
  - 約定方式、取引タイミング
  - 流動性を高める方策
  - 価格の考え方 等
- なお、中長期の市場取引や相対契約の活性化を検討する場合であっても、**現在のスポット市場のような短期市場が果たしている役割が重要であることには変わらない**。例えば、短期市場を活用し、発電量の変動に応じて、実需給に近い断面で必要な供給力を調整することにより、再生可能エネルギーの最大限かつ効率的な活用に資することとなる。このため、現在のスポット市場等の機能を維持・活用していくことが、本検討の前提となる。